

平成 30 年 10 月 25 日付け 30 生セ第 0725001 号
一部改正 令和元年 11 月 21 日付け元生セ第 0819004 号
一部改正 令和 2 年 9 月 14 日付け 2 生セ第 0607001 号
一部改正 令和 3 年 11 月 26 日付け 3 生セ第 0810002 号
一部改正 令和 4 年 10 月 31 日付け 4 生セ第 0721002 号

「イノベーション創出強化研究推進事業」評価実施要領

第 1 趣旨

イノベーション創出強化研究推進事業（以下「本事業」という。）の着実かつ効率的・効果的な実施のため、イノベーション創出強化研究推進事業に係る運営管理委員会設置要領（平成 30 年 2 月 1 日付け 29 農会第 811 号農林水産技術会議事務局長通知。以下「設置要領」という。）、基礎的委託研究事業実施規程（平成 15 年 10 月 1 日付け 15 規程第 73 号。以下「実施規程」という。）及び基礎的委託研究評議委員会運営規則（平成 15 年 10 月 1 日付け 15 規則第 45 号。以下「運営規則」という。）並びに本要領に定めるところにより、研究課題における試験研究成果等の評価（以下「評価」という。）を実施する。

第 2 評議委員会

- 1 本事業における評価は、運営規則第 1 条で設置する基礎的委託研究評議委員会（以下「評議委員会」という。）において実施する。
- 2 評議委員会は、次の条件を満たす者のうち、生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研支援センター」という。）の所長（以下「所長」という。）が、運営規則第 6 条第 2 項に基づき、評議委員（以下「委員」という。）として委嘱した外部専門家及び行政関係者（地域農林水産業への成果の普及等を図る観点から地方農政局等職員を含む。）等により構成するものとする。
 - (1) 設置要領第 2 の農林水産省に設置される運営管理委員会（以下「運営管理委員会」という。）が指名した者であること。
 - (2) 本事業に係る研究課題に関して十分な学識と評価能力を有し、公正かつ中立な立場から評価を行うことができる者であること。
 - (3) その氏名、所属及び研究分野等の情報並びにその者が行う評価結果の内容の公表について、あらかじめ同意できる者であること。

- 3 委員の選任に当たっては、公正かつ中立な評価を行う観点から、特段の理由がある場合を除き、評価対象となる研究課題と利害関係を有する者は選任しない。なお、利害関係を有する者とは、その者が次の（１）から（７）のいずれかに該当する場合とする。
- （１）当該研究課題の試験研究計画において研究に関与している場合。
 - （２）当該研究課題の試験研究計画における研究担当者と、同一の研究機関（民間企業、大学、国立研究開発法人等）において同一の部署（学科、研究領域等）に所属する場合。
 - （３）当該研究課題の試験研究計画における研究担当者と親族関係にある場合。
 - （４）当該研究課題の試験研究計画における研究担当者と直接的な競争関係にある場合。
 - （５）当該研究課題の試験研究計画における研究担当者と緊密な共同研究を行う関係にある場合。
 - （６）当該研究課題の試験研究計画における研究担当者と密接な師弟関係又は直接的な雇用関係にある場合。
 - （７）その他、所長が、公正な判断を行うに適當ではないと判断した場合。
- 4 選任された後に、当該研究課題について利害関係を有することが判明した委員は、評価の実施前までに、必ず所長にその旨を通知するものとする。
- 5 委員は、評価により知り得た情報について、外部に漏らし、又は盗用してはならない。委員の職を退いた後も、同様とする。

第3 平成29年度以前採択課題の評価 削除

第4 平成30年度採択課題の評価

1 評価の対象とする研究課題

平成30年度に本事業に新たに採択された研究課題（平成30年度にステージ移行した研究課題を含む。）とする。

2 中間評価 削除

- 3 終了時評価（次の研究ステージ等への移行を希望する研究課題を除く）
- (1) 終了時評価は、研究期間が終了する研究課題について、原則として研究期間終了後に速やかに、評議委員会において実施する。
 - (2) 評議委員会は、研究ステージごと（基礎研究ステージ、応用研究ステージ、開発研究ステージ）に、外部専門家及び農林水産省職員の委員により構成する。
 - (3) 終了時評価の対象となる研究課題に係る代表機関等は、生研支援センターが指定する期日までに終了時評価用報告書を作成し、生研支援センターに提出する。
 - (4) 委員は、終了時評価用報告書を基に、別紙4に定める終了時評価基準に基づき、原則として書面による評価を行う。なお、評価に当たっては、当該研究課題に係る代表機関等からヒアリングを行うことができるものとする。
 - (5) 所長は、(4)の評価結果を運営管理委員会に報告する。
 - (6) 所長は、設置要領第3の1(6)に基づく終了時評価の結果等を踏まえた成果の活用に係る指導を踏まえ、研究統括者に評価結果を通知するとともに、その概要を生研支援センターのウェブサイトで公表する。
- 4 次の研究ステージ等への移行を希望する課題に係る評価
- イノベーション創出強化研究推進事業実施要領（平成30年6月29日付け30生セ第0329004号。以下「実施要領」という。）Ⅱの2(4)に定める研究ステージ等の移行に係る評価については、以下のとおりとする。
- (1) 生研支援センターは、基礎研究ステージ及び応用研究ステージを実施中の研究課題のうち、次の研究ステージ等への移行を希望する研究課題については、終了時評価と移行評価を併せて実施する。
 - (2) (1)の実施時期は、原則として対象となる研究課題の研究期間の終了年度であって、生研支援センターが別途指定する時期とする。
 - (3) 当該評価は、研究ステージ等の移行の妥当性について評価する必要があることから、評価の対象となる研究課題につき、実施中の研究ステージに係る委員及び次の研究ステージに係る委員により実施する。なお、第2の4などにより評価に加わらない委員を除き、各研究ステージに係る全委員の過半を超える委員がそれぞれ出席するものとする。
 - (4) 当該評価の対象となる研究課題に係る代表機関等は、生研支援センターが指定する期日までに、終了時評価兼移行評価用報告書を作成し、生研支援センターに提出する。
 - (5) 委員は、終了時評価兼移行評価用報告書を基に、別紙5に定める、次の

研究ステージ等への移行に係る評価基準に基づき、原則として、面接による当該評価を行う。

- (6) 所長は、(5) の評価結果（終了時評価結果及び移行評価結果）を運営管理委員会に報告する。

第5 令和元年度以降採択課題の評価

1 評価の対象とする研究課題

令和元年度以降に本事業に新たに採択された研究課題（令和元年度以降にステージ移行した研究課題を含む。）とする。

2 中間評価・毎年度評価

- (1) 中間評価は、研究期間が3年以上の研究課題を対象とし、研究期間が5年間である研究課題にあつては3年度目に、研究期間が4年間又は3年間である研究課題にあつては2年度目に、それぞれ評議委員会において実施する。また、生研支援センターが必要と認める研究課題（研究期間が1年以下である研究課題を除く。）については、中間評価及び終了時評価以外の年度に、毎年度評価を実施することができる。
- (2) 評議委員会は、研究ステージごと（基礎研究ステージ、応用研究ステージ、開発研究ステージ）に、外部専門家及び農林水産省職員の委員により構成し、第2の4などにより評価に加わらない委員を除き、全委員の過半を超える委員が出席するものとする。
- (3) 評価の対象となる研究課題に係る代表機関等は、生研支援センターが指定する期日までに評価用報告書を作成し、生研支援センターに提出する。
- (4) 委員は、評価用報告書を基に、別紙3に定める評価基準に基づき、面接による評価を行う。ただし、毎年度評価については、課題の進捗状況等を踏まえ、書面による評価を行うことができるものとする。
- (5) 所長は、(4) の評価結果を運営管理委員会に報告する。
- (6) 所長は、設置要領第3の1(5) の評価結果等を踏まえた改善方策に係る指導を踏まえ、研究統括者に評価結果を通知するとともに、その概要を生研支援センターのウェブサイトで公表する。
- (7) 所長は、設置要領第3の1(5) の指導結果において改善すべきとされた試験研究計画の事項に基づき、研究統括者に、翌年度以降の試験研究計画の見直し又は中止、投入予算の見直し等を指示するものとする。

3 終了時評価（次の研究ステージ等への移行を希望する研究課題を除く）

第4の3の規定に基づき実施する。

- 4 次の研究ステージ等への移行を希望する研究課題に係る評価
第4の4の規定に基づき実施する。
- 5 緊急対応を要する研究課題の終了時評価
実施要領Ⅱの2(3)の5)に定める緊急対応を要する研究課題の終了時
評価については、以下のとおりとする。
 - (1) 終了時評価は、原則として研究期間終了後に速やかに、評議委員会において実施する。
 - (2) 評議委員会は、対象となる各研究課題に係る研究分野の外部専門家及び農
林水産省職員の委員により構成する。
 - (3) 対象となる研究課題に係る代表機関等は、生研支援センターが指定する期
日までに終了時評価用報告書を作成し、生研支援センターに提出する。
 - (4) 生研支援センターは、(3)により提出のあった終了時評価用報告書及び
評価を記入するための様式を委員に送付する。
 - (5) 委員は、終了時評価用報告書を基に、別紙4に定める終了時評価基準に基
づき、書面による評価を行う。なお、評価に当たっては、当該研究課題に係
る代表機関等からヒアリングを行うことができるものとする。
 - (6) 所長は、(5)の評価結果を運営管理委員会に報告する。
 - (7) 所長は、設置要領第3の1(6)に基づく終了時評価の結果等を踏まえた
成果の活用に係る指導を踏まえ、研究統括者に評価結果を通知するととも
に、その概要を生研支援センターのウェブサイトで公表する。

第6 その他

- (1) 実施要領Ⅲの1(3)②アに定めるPD(プログラム・ディレクター)
は、平成30年度以降採択課題を対象に、第5の2(4)の評価結果を参
考に、別紙3の評価基準を準用して点検を実施する。所長は、この点検結
果を運営管理委員会に報告する。なお、点検項目には、翌年度の試験研究
計画の見直しの指示及びその実施に関する督励、研究課題の予算の増減、
試験研究計画の課題の統廃合が含まれるものとする。
- (2) 評議委員会の運営など上記に定めのない事項は、必要に応じて委員長
が委員に諮り決定する。

附 則

この要領は、平成 30 年 10 月 25 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 11 月 21 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 9 月 14 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 11 月 26 日から施行する。

附則

この要領は、令和 4 年 10 月 31 日から施行する。

別紙 1（平成 29 年度以前採択課題中間評価基準） 削除

別紙 2（平成 29 年度以前採択課題終了時評価基準） 削除

別紙 3 (平成 30 年度以降採択課題中間評価及び毎年度評価基準)

イノベーション創出強化研究推進事業 (平成 30 年度以降採択課題) 中間・毎年度評価基準 (基礎・応用研究ステージ)

評価項目	評価の視点	評価基準	配点
研究の進捗状況及び目標の達成度 配点：30 点	評価年度までの研究実施計画の進捗状況及び目標達成状況。	A：想定より高い B：想定通り C：想定よりやや低い D：想定より低い の 4 段階で評価を行う。	A：30 点 B：20 点 C：10 点 D：5 点
研究推進体制の構築状況等 配点：10 点	コンソーシアム内の構成員間の連携やコミュニケーションの状況等、良好な推進体制の構築状況。	A：良好 B：やや良好 C：やや不良 D：不良 の 4 段階で評価を行う。	A：10 点 B：6 点 C：3 点 D：1 点
研究費の費用対効果 配点：10 点	評価年度までに得られた研究成果に対する研究費及び今後の研究期間の研究実施計画における研究費の費用対効果。	A：高い B：やや高い C：やや低い D：低い の 4 段階で評価を行う。	A：10 点 B：6 点 C：3 点 D：1 点
今後の研究実施計画の妥当性 配点：20 点	今後の研究期間の研究実施計画の妥当性。	A：高い B：やや高い C：やや低い D：低い の 4 段階で評価を行う。	A：20 点 B：12 点 C：6 点 D：2 点
研究成果の優秀性 配点：20 点	評価時点までの研究成果の優秀性。	A：高い B：やや高い C：やや低い D：低い の 4 段階で評価を行う。	A：20 点 B：12 点 C：6 点 D：2 点
研究成果の社会実装への期待度 配点：10 点	研究期間終了後に想定される研究成果の社会実装への期待度及びその経済効果。	A：かなり期待できる B：期待できる C：やや期待できない D：期待できない の 4 段階で評価を行う。	A：10 点 B：6 点 C：3 点 D：1 点
上記の評価項目に関する評価結果を基に、総合的に評価。		得点合計 (100 点満点)	点

※1 評価は A B C D の 4 段階とする。

※2 評価項目のうち、「研究の進捗状況及び目標の達成度」は A：30 点、B：20 点、C：10 点、D：5 点とし、「今後の研究実施計画の妥当性」及び「研究成果の優秀性」は A：20 点、B：12 点、C：6 点、D：2 点とし、その他の評価項目は A：10 点、B：

6点、C：3点、D：1点とする。

※3 評価項目ごとの評議委員の平均点を合計した得点によって以下の評価ランクとする。

A：100点～75点、B：74点～50点、C：49点～25点、D：24点以下

イノベーション創出強化研究推進事業（平成30年度以降採択課題） 中間・毎年度評価基準（開発研究ステージ）

評価項目	評価の視点	評価基準	配点
研究の進捗状況及び目標の達成度 配点：30点	評価年度までの研究実施計画の進捗状況及び目標達成状況。	A：想定より高い B：想定通り C：想定よりやや低い D：想定より低い の4段階で評価を行う。	A：30点 B：20点 C：10点 D：5点
研究推進体制の構築状況等 配点：10点	コンソーシアム内の構成員間の連携やコミュニケーションの状況等、良好な推進体制の構築状況。	A：良好 B：やや良好 C：やや不良 D：不良 の4段階で評価を行う。	A：10点 B：6点 C：3点 D：1点
研究費の費用対効果 配点：10点	評価年度までに得られた研究成果に対する研究費及び今後の研究期間の研究実施計画における研究費の費用対効果。	A：高い B：やや高い C：やや低い D：低い の4段階で評価を行う。	A：10点 B：6点 C：3点 D：1点
今後の研究実施計画の妥当性 配点：20点	今後の研究期間の研究実施計画の妥当性。	A：高い B：やや高い C：やや低い D：低い の4段階で評価を行う。	A：20点 B：12点 C：6点 D：2点
研究成果の優秀性 配点：10点	評価時点までの研究成果の優秀性。	A：高い B：やや高い C：やや低い D：低い の4段階で評価を行う。	A：10点 B：6点 C：3点 D：1点
研究成果の社会実装への期待度 配点：20点	研究期間終了後に想定される研究成果の社会実装への期待度及びその経済効果。	A：かなり期待できる B：期待できる C：やや期待できない D：期待できない の4段階で評価を行う。	A：20点 B：12点 C：6点 D：2点
上記の評価項目に関する評価結果を基に、総合的に評価。		得点合計（100点満点）	点

※1 評価はA B C Dの4段階とする。

- ※2 評価項目のうち、「研究の進捗状況及び目標の達成度」はA：30点、B：20点、C：10点、D：5点とし、「今後の研究実施計画の妥当性」及び「研究成果の社会実装化への期待度」はA：20点、B：12点、C：6点、D：2点とし、その他の評価項目はA：10点、B：6点、C：3点、D：1点とする。
- ※3 評価項目ごとの評議委員の平均点を合計した得点によって以下の評価ランクとする。
A：100点～75点、B：74点～50点、C：49点～25点、D：24点以下

別紙 4 (平成 30 年度以降採択課題終了時評価基準)

イノベーション創出強化研究推進事業 (平成 30 年度以降採択課題) 終了時評価基準 (基礎・応用研究ステージ)

評価項目	評価の視点	評価基準	配点
研究目標の達成度 配点：40 点	終了時評価年度までの研究実施計画の目標達成状況。	A：想定よりも高い B：想定通り C：想定よりやや低い D：想定より低い の 4 段階で評価を行う。	A：40 点 B：24 点 C：12 点 D：4 点
研究推進体制の構築状況等 配点：10 点	コンソーシアム内の構成員間の連携やコミュニケーションの状況等、良好な推進体制の構築状況。	A：良好 B：やや良好 C：やや不良 D：不良 の 4 段階で評価を行う。	A：10 点 B：6 点 C：3 点 D：1 点
研究費の費用対効果 配点：20 点	終了時評価年度までに得られた研究成果に対する研究費の費用対効果。	A：高い B：やや高い C：やや低い D：低い の 4 段階で評価を行う。	A：20 点 B：12 点 C：6 点 D：2 点
研究成果の優秀性 配点：30 点	終了時評価年度までの研究成果の優秀性。	A：高い B：やや高い C：やや低い D：低い の 4 段階で評価を行う。	A：30 点 B：18 点 C：9 点 D：3 点
上記の評価項目に関する評価結果を基に、総合的に評価。		得点合計 (100 点満点)	点

※ 1 評価は A B C D の 4 段階とする。

※ 2 評価項目のうち、「研究目標の達成度」は A：40 点、B：24 点、C：12 点、D：4 点とし、「研究推進体制の構築状況等」は A：10 点、B：6 点、C：3 点、D：1 点とし、「研究費の費用対効果」は A：20 点、B：12 点、C：6 点、D：2 点とし、「研究成果の優秀性」は A：30 点、B：18 点、C：9 点、D：3 点とする。

※ 3 評価項目ごとの評議委員の平均点を合計した得点によって以下の評価ランクとする。

A：100 点～75 点、B：74 点～50 点、C：49 点～25 点、D：24 点以下

イノベーション創出強化研究推進事業（平成 30 年度以降採択課題）

終了時評価基準（開発研究ステージ）

評価項目	評価の視点	評価基準	配点
研究目標の達成度 配点：30点	終了時評価年度までの研究実施計画の目標達成状況。	A：想定より高い B：想定通り C：想定よりやや低い D：想定より低い の4段階で評価を行う。	A：30点 B：20点 C：10点 D：5点
研究推進体制の構築状況等 配点：10点	コンソーシアム内の構成員間の連携やコミュニケーションの状況等、良好な推進体制の構築状況。	A：良好 B：やや良好 C：やや不良 D：不良 の4段階で評価を行う。	A：10点 B：6点 C：3点 D：1点
研究費の費用対効果 配点：10点	終了時評価年度までに得られた研究成果に対する研究費の費用対効果。	A：高い B：やや高い C：やや低い D：低い の4段階で評価を行う。	A：10点 B：6点 C：3点 D：1点
ビジネスモデルの明確性及び実現性 配点：20点	得られた研究成果を社会実装するためのビジネスモデルの明確性及び実現性。	A：高い B：やや高い C：やや低い D：低い の4段階で評価を行う。	A：20点 B：12点 C：6点 D：2点
研究成果の優秀性 配点：10点	終了時評価年度までの研究成果の優秀性。	A：高い B：やや高い C：やや低い D：低い の4段階で評価を行う。	A：10点 B：6点 C：3点 D：1点
研究成果による社会・経済にインパクトを及ぼす期待度 配点：20点	得られた研究成果の社会実装により、生産者の所得向上や市場拡大等の社会・経済へ及ぼす効果の期待度。	A：かなり期待できる B：期待できる C：やや期待できない D：期待できない の4段階で評価を行う。	A：20点 B：12点 C：6点 D：2点
上記の評価項目に関する評価結果を基に、総合的に評価。		得点合計（100点満点）	点

※1 評価はA B C Dの4段階とする。

※2 評価項目のうち、「研究目標の達成度」はA：30点、B：20点、C：10点、D：5点とし、「ビジネスモデルの明確性及び実現性」及び「研究成果による社会・経済にインパクトを及ぼす期待度」はA：20点、B：12点、C：6点、D：2点とし、その他の評価項目はA：10点、B：6点、C：3点、D：1点とする。

※3 評価項目ごとの評議委員の平均点を合計した得点によって以下の評価ランクとする。
A：100点～75点、B：74点～50点、C：49点～25点、D：24点以下

別紙5（平成30年度以降採択課題 次の研究ステージ等への移行に係る評価基準）

イノベーション創出強化研究推進事業（平成30年度以降採択課題）

終了時評価基準（基礎・応用研究ステージ）

評価項目	評価の視点	評価基準	配点
研究目標の達成度 配点：40点	終了時評価年度までの研究実施計画の目標達成状況。	A：想定よりも高い B：想定通り C：想定よりやや低い D：想定より低い の4段階で評価を行う。	A：40点 B：24点 C：12点 D：4点
研究推進体制の構築状況等 配点：10点	コンソーシアム内の構成員間の連携やコミュニケーションの状況等、良好な推進体制の構築状況。	A：良好 B：やや良好 C：やや不良 D：不良 の4段階で評価を行う。	A：10点 B：6点 C：3点 D：1点
研究費の費用対効果 配点：20点	終了時評価年度までに得られた研究成果に対する研究費の費用対効果。	A：高い B：やや高い C：やや低い D：低い の4段階で評価を行う。	A：20点 B：12点 C：6点 D：2点
研究成果の優秀性 配点：30点	終了時評価年度までの研究成果の優秀性。	A：高い B：やや高い C：やや低い D：低い の4段階で評価を行う。	A：30点 B：18点 C：9点 D：3点
上記の評価項目に関する評価結果を基に、総合的に評価。		得点合計（100点満点）	点

※1 評価はA B C Dの4段階とする。

※2 評価項目のうち、「研究目標の達成度」はA：40点、B：24点、C：12点、D：4点とし、「研究推進体制の構築状況等」はA：10点、B：6点、C：3点、D：1点とし、「研究費の費用対効果」はA：20点、B：12点、C：6点、D：2点とし、「研究成果の優秀性」はA：30点、B：18点、C：9点、D：3点とする。

※3 評価項目ごとの評議委員の平均点を合計した得点によって以下の評価ランクとする。

A：100点～75点、B：74点～50点、C：49点～25点、D：24点以下

イノベーション創出強化研究推進事業（平成30年度以降採択課題）

移行評価基準（基礎・応用研究ステージ）

評価項目	評価の視点	評価基準	配点
① 次の研究ステージへの研究方向の妥当性 配点：20点	得られた研究成果を次の研究ステージへつなげるための研究方向の妥当性。	A：高い B：やや高い C：やや低い D：低い の4段階で評価を行う。	A：20点 B：12点 C：6点 D：2点
② 研究実施体制 配点：20点	参画機関や連携が適切であり、また、参画機関の能力に応じた役割分担が適切に行われているか。研究開発及び得られた研究成果の普及体制が適切であるか。	A：かなり期待できる B：期待できる C：やや期待できない D：期待できない の4段階で評価を行う。	A：20点 B：12点 C：6点 D：2点
③ ビジネスモデル等の明確性及び実現性 配点：20点	得られる研究成果を社会実装するためのビジネスモデル等の明確性及び実現性。	A：高い B：やや高い C：やや低い D：低い の4段階で評価を行う。	A：20点 B：12点 C：6点 D：2点
④ 研究成果が社会・経済にインパクトを及ぼす期待度 配点：40点	得られた研究成果が、生産者の所得向上や市場拡大等の社会・経済へ及ぼす効果の期待度。	A：極めて期待できる B：かなり期待できる C：期待できる D：やや期待できる E：やや期待できない F：期待できない の6段階で評価を行う。	A：40点 B：32点 C：24点 D：16点 E：8点 F：4点
上記の評価項目に関する評価結果を基に、総合的に評価。		得点合計（100点満点）	点

※1 ①～③の評価はA B C Dの4段階とし、④の評価はA B C D E Fの6段階とする。

※2 評価項目のうち、①～③はA：20点、B：12点、C：6点、D：2点とし、④はA：40点、B：32点、C：24点、D：16点E：8点、F：4点とする。

※3 評価項目ごとの評議委員の平均点を合計した得点を得点合計とする。